

県本部各部課長
殿下
県下各警察署長

共	00	00	10	永年
---	----	----	----	----

宮本備第1034号
平成20年12月1日
宮城県警察本部長

宮城県警察特殊標章等の交付等に関する要綱の制定について（通達）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第158条第2項の規定に基づく特殊標章及び身分証明書の交付等に関する事務について定めた宮城県警察特殊標章等の交付等に関する要綱を別添のとおり制定し、平成20年12月1日から運用することとしたので通達する。

別添

宮城県警察特殊標章等の交付等に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第158条第2項の規定に基づき、宮城県警察本部長（以下「本部長」という。）が行う特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の交付等に関する手続を定めるものとする。

第2 交付

1 本部長は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）において、次に掲げる者に対し、申請により特殊標章等を交付するものとする。

- (1) 宮城県警察の職員で国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務を行うもの
- (2) 本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

2 特殊標章等の申請は、特殊標章等に係る交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）を本部長に提出して行うものとする。

3 本部長は、前項の申請があった場合には、申請に虚偽があると認められるときを除き、当該申請に係る特殊標章等を交付するものとする。

第3 様式等

1 特殊標章の種類は、腕章、帽章、ヘルメット章、場所章、自動車章、自動二輪車章、航空機章及び船舶章とし、その色、材質及び制式は、それぞれ別記様式第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号のとおりとする。

2 身分証明書の様式は、別記様式第10号のとおりとする。

第4 有効期間

身分証明書の有効期間は、交付を受けようとする者が行う国民保護措置に係る職務若しくは業務又は国民保護措置の実施に必要な援助についての協力の内容その他の事情を勘案して本部長が定めるものとする。

第5 書換え

身分証明書の交付を受けた者は、当該身分証明書の記載事項に変更が生じたときは、当該身分証明書を速やかに返納し、交付申請書を本部長に提出して行うものとする。

第6 再交付

1 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等が著しくき損し、又は汚損した場合は、その旨を本部長に申し出て当該特殊標章等を返納し、再交付を受けることができる。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、紛失、盗難又は滅失により特殊標章等を失った場合には、遅滞なくその旨を本部長に申し出て、特殊標章等の再交付を受けなければならない。

- 3 特殊標章等の再交付を受ける場合は、交付申請書を本部長に提出して行うものとする。

第7 返納

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、次に掲げる場合には、遅滞なく特殊標章等を返納しなければならない。
 - (1) 対処基本方針（事態対処法第9条第1項の対処基本方針をいう。）が廃止されたとき。
 - (2) 身分証明書の有効期限が満了したとき。
 - (3) 第2-1に掲げる者のいずれにも該当しなくなったとき。
- 2 第6-2の規定により再交付を受けた者は、失った特殊標章等を発見したときは、遅滞なく当該失った特殊標章等を返納しなければならない。

第8 台帳

本部長は、特殊標章等の交付状況等は特殊標章等を交付した者に関する台帳（別記様式第11号）により管理するものとする。

第9 使用等

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務若しくは業務を行い、又は国民保護措置の実施に必要な援助について協力する場合には、特殊標章等を使用するものとする。この場合において、特殊標章の着装又は表示位置は、腕章は上衣の左腕、帽章又はヘルメット章は帽子又はヘルメットの右側面、場所章は見えやすい場所、自動車章又は自動二輪車章は自動車の上面及び両側面、航空機章は航空機の両側面、船舶章は船舶の見えやすい場所とする。
- 2 前項の場合においては、身分証明書を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

第10 禁止事項

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、武力攻撃事態等における国民保護措置に係る職務若しくは業務を行い、又は当該国民保護措置の実施に必要な援助について協力する場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第11 貸与

- 1 本部長は、国民保護措置についての訓練において、必要があると認めるときは、当該訓練に参加する者に対し、相当の期間を定めて特殊標章を貸与するものとする。この場合においては、第6及び第7-2の規定を準用する。
- 2 特殊標章の貸与を受けた者は、武力攻撃事態等であると誤認させるような方法で、当該特殊標章を使用してはならない。

第12 専決

- 1 この要綱に規定する本部長の事務のうち、警察署員に対する特殊標章等の交付及び貸与に関する事務については、当該警察署長が、専決することができる。
- 2 この要綱に規定する本部長の事務のうち、前項の規定以外の事務については、警備部警備課長が、専決することができる。

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

宮城県警察本部長 殿

申請者氏名

国民保護法第158条第2項の特殊標章及び身分証明書の交付を下記のとおり申請します。

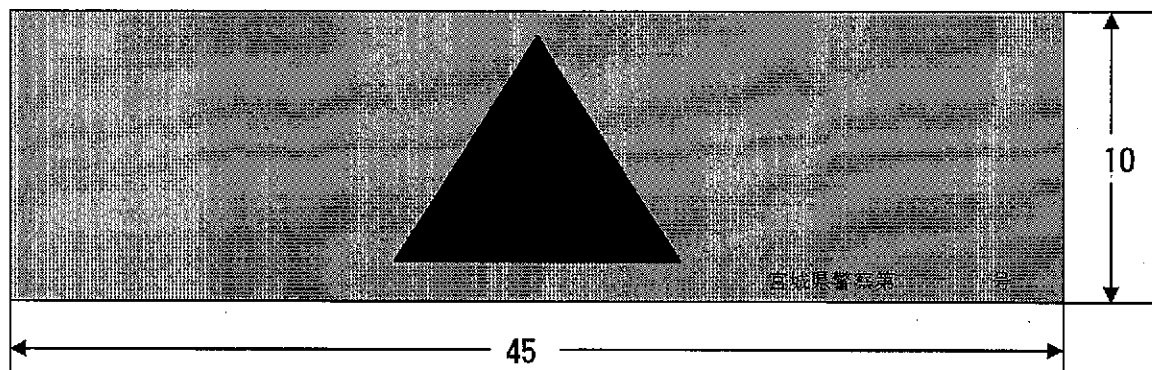
氏名(ローマ字)				写 真
※所属・官職				
住 所				
連 絡 先				
生 年 月 日				
身 長	cm	眼 の 色		
頭 髪 の 色		血 液 型	(R h 因子)	
身分証明書の有無	有 ・ 無 (証明書番号:)	その他の特徴 又は情報		
資 格	1 宮城県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの <input type="checkbox"/> 2 宮城県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 <input type="checkbox"/> 3 宮城県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <input type="checkbox"/>			
申請者が行う国民保護法第158条第2項の職務、業務又は協力の内容				
特殊標章の種類	数	必 要 な 理 由		
腕 章				
帽 章				
ヘルメット章				
場 所 章				
自 動 車 章				
自動二輪車章				
航 空 機 章				
船 舶 章				

----- (この線から下には記載しないこと。) -----

交付権者使用欄			
証明書番号		有効期間の満了日	
交付年月日		返 納 日	

- 備考1 申請者氏名については、申請者本人が自ら署名すること。
 2 写真は、6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのものとする
 こと。
 3 ※印の欄には、宮城県警察の職員のみ記載すること。
 4 身分証明書の有無の欄には、宮城県警察本部長から身分証明書の交付を受けている場合には「有」を、受けていない場合には「無」
 を、それぞれ○で囲むこと。
 なお、身分証明書の交付を受けている場合には、その証明書番号を記載すること。
 5 軽量の個人用の武器を携行する場合には、その他の特徴又は情報の欄にその旨記載すること。
 6 資格の欄には、該当する個所の□に√を付けること。
 7 場所章の数の欄には、標章を表示する場所の数を記載すること。
 8 自動車章、自動二輪車章及び航空機章の数の欄には、標章を付ける自動車、自動二輪車及び航空機の台数を記載すること。
 9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

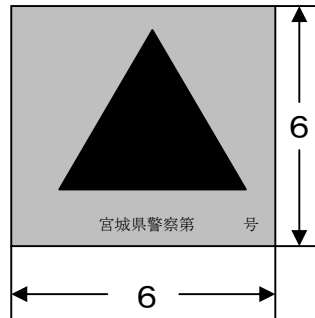
腕章



- 備考1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
- 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
- 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- 4 材質は、合成樹脂とすること。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

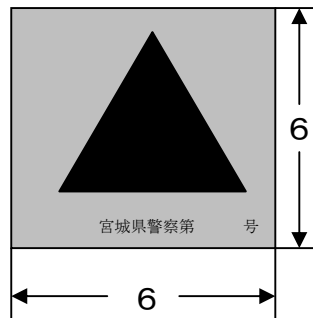
別記様式第3号（第3関係）

帽 章



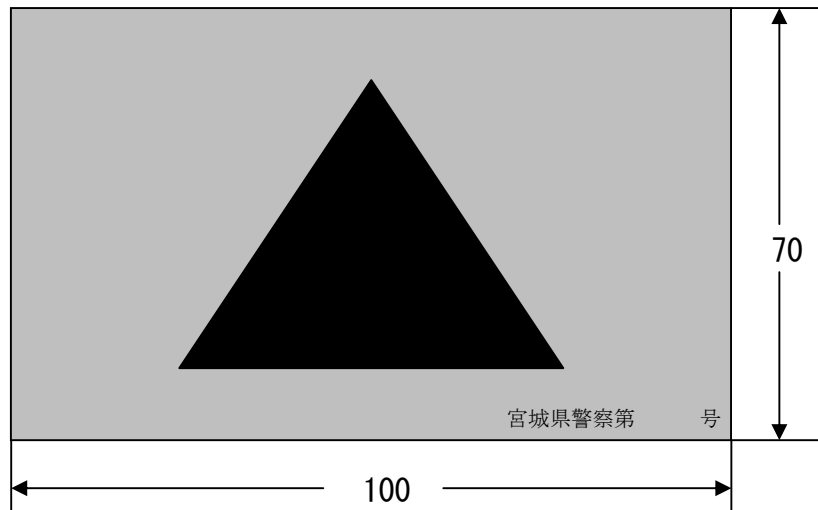
- 備考1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
- 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
 - 4 材質は、合成樹脂とすること。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

ヘルメット章



- 備考1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
- 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
 - 4 材質は、合成樹脂とすること。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

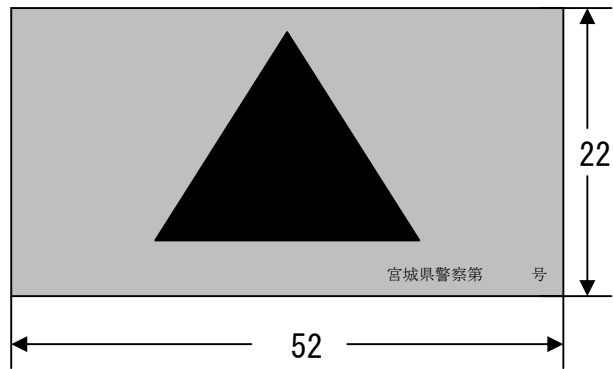
場 所 章



- 備考1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
- 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
 - 4 材質は、化学繊維織物とすること。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第6号（第3関係）

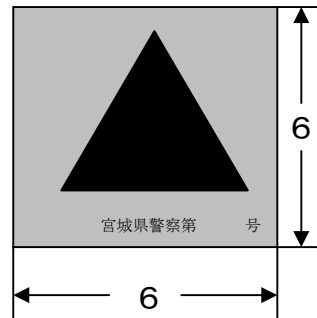
自動車章



- 備考1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
- 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
 - 4 材質は、合成樹脂とすること。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第7号（第3関係）

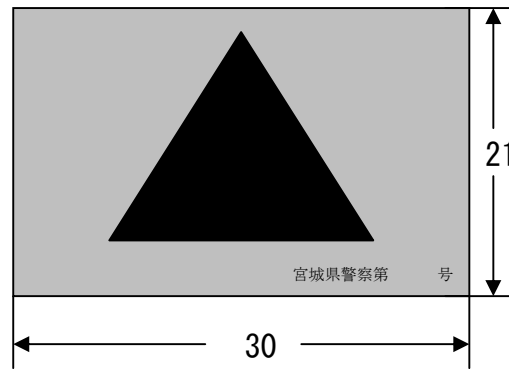
自 動 二 輪 車 章



- 備考1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
- 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
 - 4 材質は、合成樹脂とすること。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第8号（第3関係）

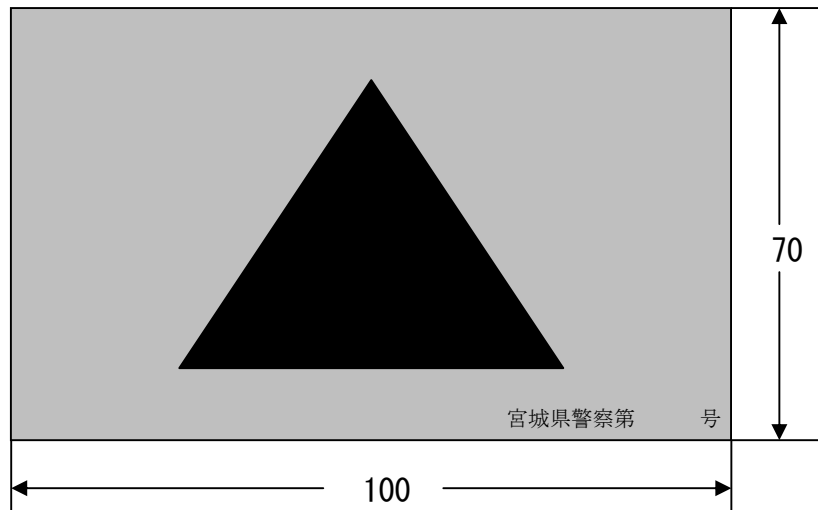
航空機章



- 備考1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
- 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
 - 4 材質は、合成樹脂とすること。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第9号（第3関係）



船舶章



- 備考1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
- 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
 - 4 材質は、化学繊維織物とすること。
 - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第10号 (第3関係)

(表)

	<p>宮城県警察本部長 Chief of Miyagi Prefectural Police Headquarters</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>	
<p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>-----</p> <p>交付年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</p> <p style="text-align: center;">交付権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>		

(裏)

身長/Height _____ cm	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</p> <p>血液型/Blood type _____</p> <p>-----</p> <p>-----</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
<p>印章/Stamp</p>	<p>所持者の署名/Signature of holder</p>	

- 備考 1 透明な合成樹脂で被覆すること。
- 2 記入事項は、日本語及び英語で記載すること。
- 3 年月日は、西暦で記載すること。
- 4 血液型は、A B O式及びR h式の血液型を記載すること。
- 5 軽量の個人用の武器を携行する場合には、その他の特徴又は情報の欄にその旨記載すること。
- 6 写真は、6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのものとする。
- 7 印章欄には、交付権者の印章を押すこと。
- 8 身分証明書の大きさは、日本工業規格A列7番とすること。

別記様式第11号 (第8関係)

特殊標章等を交付した者に関する台帳

証明番号	氏名 (漢字・ローマ字)	住所・連絡先	生年月日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴 又は情報	資格	特殊標章の種類 及び登録番号	交付 年月日	有効期間 の満了日	返納日	備考

備考1 年月日の欄は、西暦で記載すること。
 2 身長は、センチメートルで記載すること。
 3 宮城県警察の職員の場合は、資格の欄に所属及び官職を併せて記載すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。